

令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会

日 時：令和5年6月30日（金）午後3時00分

会 場：田原市役所 政策会議室（南庁舎4階）

1 協議事項

(1) 自家用有償旅客運送更新登録に関する協議について

資料1-1～資料4

- ① 社会福祉法人 田原市社会福祉協議会
- ② 社会福祉法人 成春館
- ③ 特定非営利法人 渥美の菜たね
- ④ 社会福祉法人 福寿園

2 報告事項

(1) アルコール検知器使用について

資料5

3 その他

(1) 意見・情報交換

(2) 令和5年度の開催予定について

資料6

<資料>

- 資料1-1 移動困難者数の推移
- 資料1-2 地域別高齢者等分布一覧
- 資料2 福祉有償運送運行状況の推移
- 資料3 自家用有償旅客運送更新登録に関する協議資料
- 資料4 輸送対価比較
- 資料5 アルコール検知器使用状況について
- 資料6 令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会の開催予定について

令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会 出席者名簿

【委員】

任期:R4年4月1日～R6年3月31日

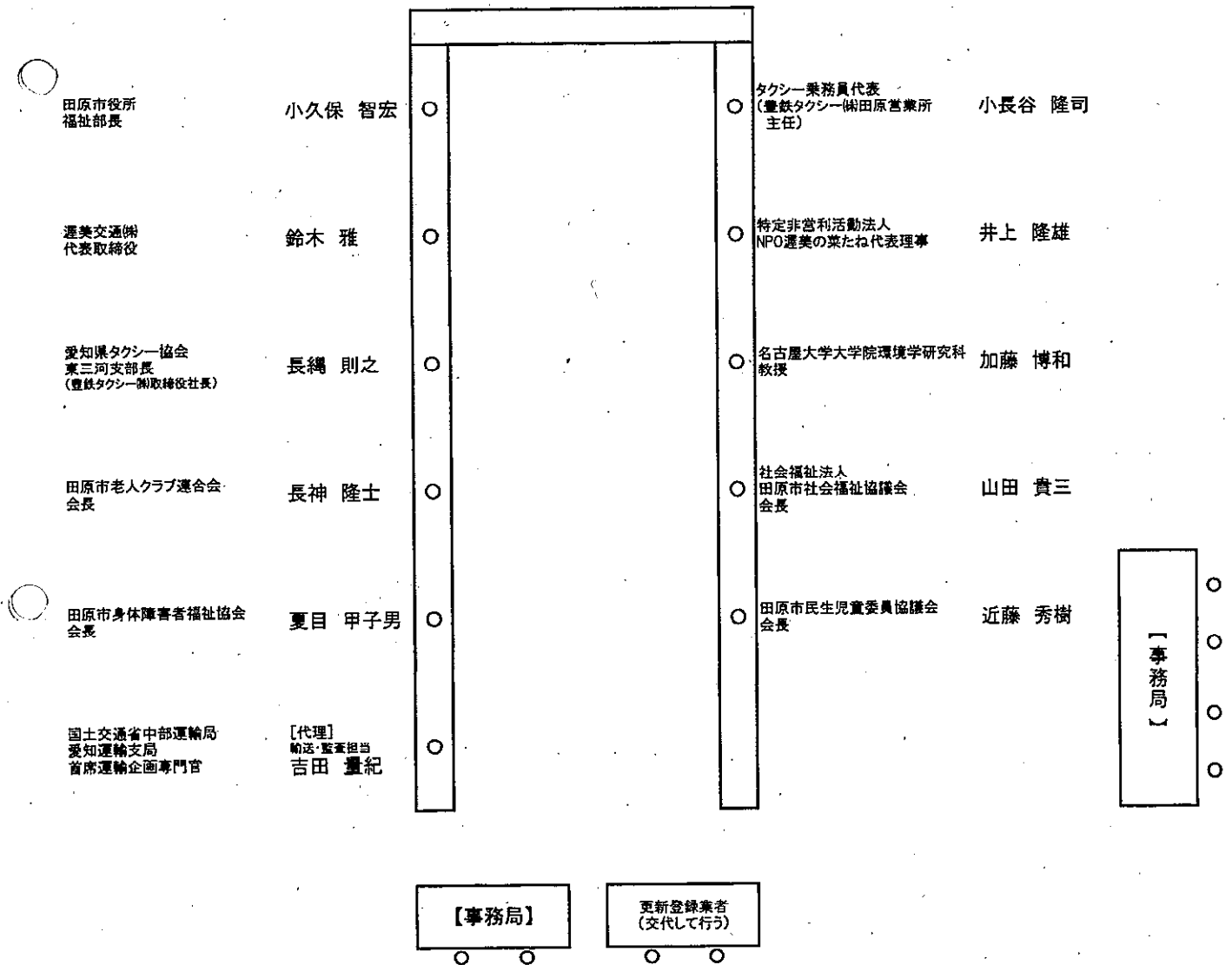
No.	区分	役職名	氏名	備考
1	1	田原市福祉部長	小久保 智宏	新任
2	2	渥美交通株式会社代表取締役	鈴木 雅	
3		愛知県タクシー協会東三河支部長 (豊鉄タクシー株式会社取締役社長)	長縄 則之	
4	3	田原市老人クラブ連合会会長	長神 隆士	新任
5		田原市身体障害者福祉協会会長	夏目 甲子男	
6	4	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	本田 慎一郎	[代理] 輸送・監査担当 吉田 量紀
7	5	タクシー乗務員代表 (豊鉄タクシー株式会社田原営業所主任)	小長谷 隆司	
8	6	特定非営利活動法人NPO渥美の菜たね代表理事	井上 隆雄	
9		名古屋大学大学院環境学研究科教授	加藤 博和	
10	7	社会福祉法人田原市社会福祉協議会会長	山田 貴三	
11		田原市民生児童委員協議会会長	近藤 秀樹	

【事務局】

田原市	福祉部 高齢福祉課	課長	河合 まり子	
		課長補佐兼高齢福祉係長	小野田 充孝	
		主事	小林 直樹	
		主事補	鈴木 正人	
	福祉部 地域福祉課	課長	柴田 裕樹	
	都市建設部 街づくり推進課	課長	鳥居 伸光	

令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会 配席図

◎令和5年6月30日(金)午後3時00分
◎田原市役所 政策会議室(南庁舎4階)



移動困難者数の推移

【高齢者の状況】 ※各年3月末現在

高齢者人口の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
65歳以上	16,781人	16,942人	17,153人	17,354人	17,415人	17,425人
総人口	62,841人	62,191人	61,564人	60,609人	59,734人	59,229人
高齢化率	26.7%	27.2%	27.9%	28.6%	29.2%	29.4%

高齢者世帯の推移 (65歳以上)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
独居高齢者世帯	1,779世帯	1,874世帯	1,981世帯	2,090世帯	2,175世帯	2,285世帯
高齢者のみ世帯	1,901世帯	1,972世帯	2,074世帯	2,166世帯	2,244世帯	2,340世帯
総世帯数	22,379世帯	22,456世帯	22,561世帯	22,511世帯	22,457世帯	22,913世帯

要介護認定者の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要支援1	183人	208人	239人	239人	246人	252人
要支援2	444人	430人	420人	418人	408人	433人
要介護1	386人	441人	461人	496人	519人	500人
要介護2	410人	411人	432人	451人	436人	406人
要介護3	368人	346人	316人	320人	297人	310人
要介護4	387人	329人	346人	353人	321人	318人
要介護5	254人	259人	239人	243人	235人	217人
合計	2,432人	2,424人	2,453人	2,520人	2,462人	2,436人

【障害者の状況】 ※各年3月末現在

身体障害者の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1級	444人	477人	519人	562人	565人	557人
2級	251人	268人	285人	308人	317人	305人
3級	360人	374人	404人	420人	419人	396人
4級	318人	343人	373人	378人	360人	347人
5級	67人	69人	69人	71人	70人	68人
6級	90人	91人	95人	92人	94人	89人
合計	1,530人	1,622人	1,745人	1,831人	1,825人	1,762人

知的障害者の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
A判定	171人	173人	178人	181人	185人	188人
B判定	124人	130人	129人	133人	133人	130人
C判定	139人	136人	144人	154人	166人	178人
合計	434人	439人	451人	468人	484人	496人

精神障害者の推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1級	28人	35人	47人	57人	64人	75人
2級	206人	233人	247人	273人	300人	331人
3級	63人	64人	79人	93人	101人	105人
合計	297人	332人	373人	423人	465人	511人

＜高齢者人口の推移＞

・65歳以上人口は年々増加し、総人口は年々減少しているため、高齢化率は進展しており、今後も進展することが見込まれる。

＜高齢者世帯の推移＞

・高齢者のみ世帯が増加しているため、今後支援を必要とする高齢者が増加する可能性が高い。

＜要介護認定者の推移＞

・要介護認定者は減少傾向であるが要支援認定者は増加傾向であるため、生活支援サービスの充実がより一層求められる。

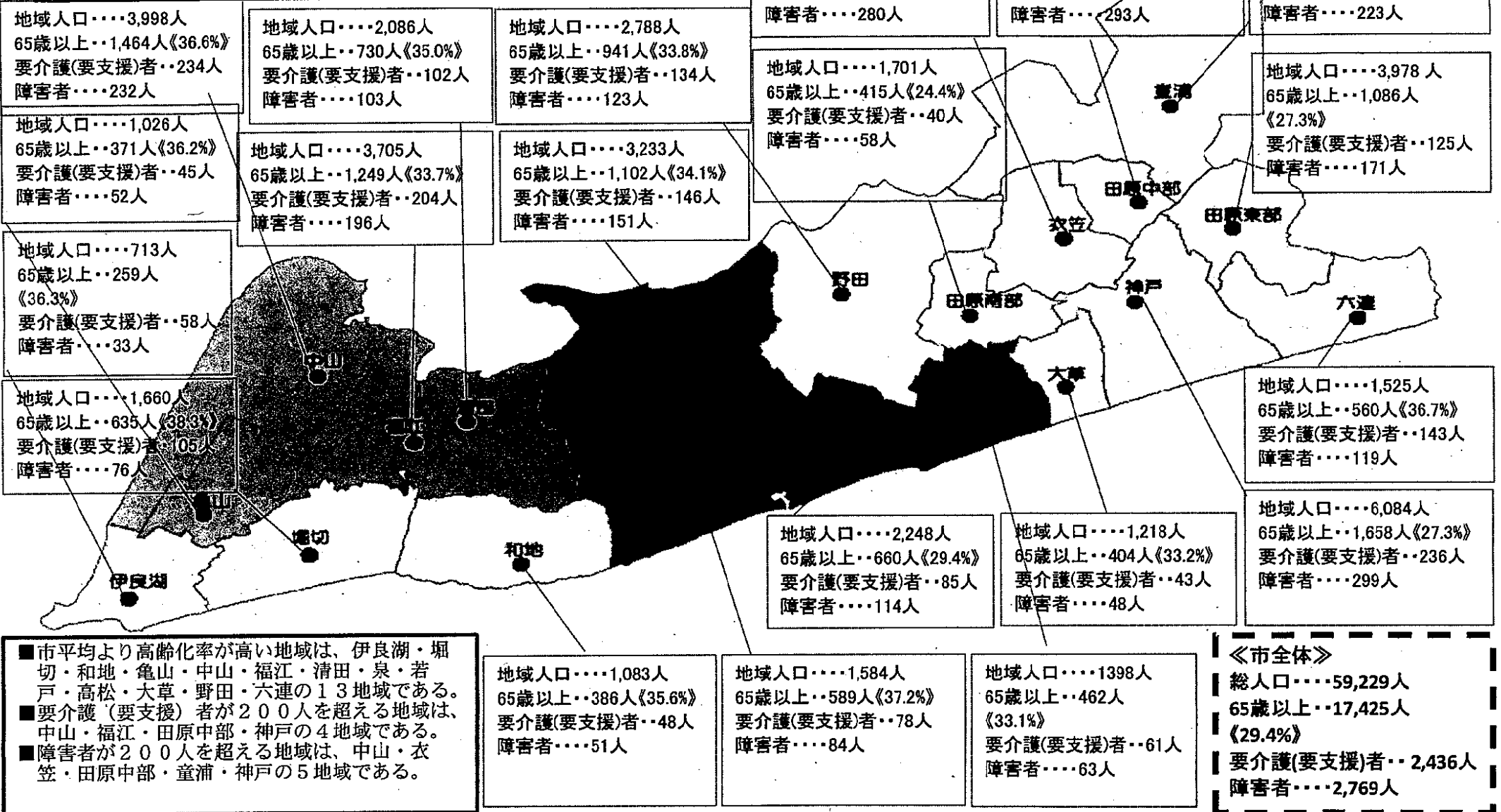
＜身体障害者の推移＞

＜知的障害者の推移＞

＜精神障害者の推移＞

・知的障害者数・精神障害者数において増加傾向である。

地域別高齢者等分布一覽



福祉有償運送運行状況の推移

資料2

各年12月31日現在

1. 車両等登録内容

項目	社会福祉法人 田原市社会福祉協議会			社会福祉法人 福寿園			社会福祉法人 成春館			特定非営利活動法人 NPO 渥美の菜たね			特定非営利活動法人 コア・エンジェル			特定非営利活動法人 MA・はろー			計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
車両数	9	8	8	6	6	6	2	2	2	2	3	3	3	2	2	1	1	1	23	22	22
福祉車両	9	8	8	6	6	6	2	2	2	2	3	3	3	2	2	1	1	1	23	22	22
一般車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	11	0	0	0	1	1	1	12	12	12
計	9	8	8	6	6	6	2	2	2	13	14	14	3	2	2	2	2	2	35	34	34
運転者	15	14	18	14	13	20	3	3	2	11	11	11	7	5	5	2	2	2	52	48	58
1種免許	15	14	18	14	13	20	3	3	2	11	11	11	7	5	5	2	2	2	52	48	58
2種免許	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	4	3	3
計	17	15	19	14	13	20	3	3	2	12	12	12	8	6	6	2	2	2	56	51	61
サービス提供区域 ※発着地は田原市	田原市、豊橋市内			田原市、豊橋市内			田原市内			愛知県内			田原市内			田原市内					

2. 会員登録内容

各年12月31日現在

項目	田原市社会福祉協議会			福寿園			成春館			NPO 渥美の菜たね			コア・エンジェル			MA・はろー			計			構成比
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	
会員登録者	25	33	33	6	5	7	0	0	0	86	89	89	12	5	4	7	6	5	136	138	138	15.3%
身体障害者	25	33	33	6	5	7	0	0	0	86	89	89	12	5	4	7	6	5	136	138	138	15.3%
精神障害者	6	5	4	0	0	0	0	0	0	8	8	8	0	0	1	0	0	0	14	13	13	1.4%
知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	12	0	0	0	5	2	0	18	15	12	1.3%
要介護認定者	131	118	104	223	224	238	1	2	2	255	268	293	29	21	20	1	2	2	640	635	659	73.1%
要支援認定者	8	8	6	2	6	2	0	0	0	57	60	67	2	2	1	0	0	0	69	76	76	8.4%
特定疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.0%
事由	基本チェックリスト該当者			0			0			0			0			0			0			0.0%
その他	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	4	2	3	0.3%
計	170	164	147	233	235	247	1	2	2	422	440	472	43	28	26	13	10	7	882	879	901	100.0%

※その他は、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

3. 運行状況

各年1月1日から12月31日まで

項目	田原市社会福祉協議会			福寿園			成春館			NPO 渥美の菜たね			コア・エンジェル			MA・はろー			計			構成比		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4			
利用者数	316	164	311	108	88	24	0	0	0	523	461	314	22	12	4	240	218	173	1,209	943	826	25.1%		
身体障害者	316	164	311	108	88	24	0	0	0	523	461	314	22	12	4	240	218	173	1,209	943	826	25.1%		
精神障害者	7	2	8	0	0	0	0	0	0	76	81	130	0	0	0	0	0	0	83	83	138	4.2%		
知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	37	14	0	44	14	0	0.0%		
要介護認定者	616	618	667	538	641	636	0	24	10	368	460	530	160	168	108	10	32	30	1,692	1,943	1,981	60.2%		
要支援認定者	14	19	23	1	7	1	0	0	0	340	320	307	23	21	6	0	0	0	378	367	337	10.2%		
特定疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	21	0	0	0	0	0	0	21	21	21	0.0%		
事由	基本チェックリスト該当者			0			0			0			0			0			0			0.0%		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0.2%		
計	953	803	1,009	647	736	661	0	24	10	1,335	1,322	1,288	205	201	118	287	264	203	3,427	3,350	3,289	100.0%		
利用目的	903	777	873	515	585	580	0	24	19	1,077	1,079	988	154	140	99	44	44	12	2,693	2,649	2,571	77.9%		
通院	903	777	873	515	585	580	0	24	19	1,077	1,079	988	154	140	99	44	44	12	2,693	2,649	2,571	77.9%		
通所	31	14	107	109	98	27	0	0	0	0	0	0	11	15	3	93	56	69	244	183	206	6.2%		
通学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124	134	68	124	134	68	2.1%		
買物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	102	120	24	34	12	0	2	17	132	138	149	4.5%		
レジャー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	4	6	8	3	1	4	0	0	26	7	7	0.2%		
その他	19	12	29	23	55	54	0	0	2	136	137	174	8	9	3	22	28	37	208	241	299	9.1%		
計	953	803	1,009	647	738	661	0	24	21	1,335	1,322	1,288	205	201	118	287	264	203	3,427	3,352	3,300	100.0%		
利用状況	79.8	31.6	29.6	41	25	26	0	10	10	102	117	116	39	32	40	20	20	14	-	-	-	-	-	-
1運行の 最長距離(km)	79.8	31.6	29.6	41	25	26	0	10	10	102	117	116	39	32	40	20	20	14	-	-	-	-	-	-
最高利用時間(分)	90	70	75	60	60	60	0	10	10	360	550	340	130	60	120	60	55	30	-	-	-	-	-	-
事故報告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦情処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※利用目的の「その他」は、主に退院支援、研修会、ボランティア参加、葬儀等

更新登録申請内容審査表(渥美の菜たね)

資料3

No.	項目	要件	適否	内容	前回との相違点
1	運送主体	NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	○	特定非営利活動法人	-
2	運送の対象 会員登録された移動制約者及びその付添人	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第四百十条の六十二条の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	会員数 463名 イ 身体障害者85名 ロ 精神障害者8名 ハ 知的障害者12名 ニ 要介護認定者291名 ホ 要支援認定者64名 ヘ 基本チェックリスト該当者4名 ト その他3名 ※参考様式第八号【身体状況等、態様ごとの会員数】・【旅客の名簿】より	会員数400名 イ 身体障害者80名 ロ 要介護認定者237名 ハ 要支援認定者59名 ニ その他24名
3	運送の形態	発着地 運送の発地又は着地のいずれかが田原市内にあることを要する。	○	田原市在住 420名 田原市外 43名 ※参考様式第八号【旅客の名簿】より	-
	会員登録	会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。	○	会員名簿あり ※特定非営利活動法人事務所にて保管	-
4	使用車両	福祉車両 寝台車、車いす車、寝台・車いす兼用車、回転シート車	○	車いす車 3台 ※車両一覧・自動車検査証(写)より	-
	セダン型	乗降装置を備えていない福祉車両以外の車両。	○	8台	-
	使用権限	使用する車両については、運送主体が使用権限を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。	○	法人所有車 3台 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書 8台	-
	表示	外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両であることを表示することを要する。	○	マグネットシートを車体に貼付	-
5	運転者	2種免許の場合 その効力が停止されていないこと。	-	該当なし	-
	1種免許の場合	講習 ①国土交通大臣が認定した研修等を修了していること。 ②セダン型運転者については、介護福祉士の資格を持っているか、国土交通大臣が認定した研修等を修了していること。	○	移動ネットあいち福祉有償運送運転者講習 2名 豊田ハンディキャブの会移送サービス運転協力者講習会、10名 ※修了証(写)添付	-
	免停	申請日前2年間、運転免許停止処分を受けていないこと。自動車安全運転センター愛知県事務所へ申請して運転記録証明書等を取得し、その写しを事務局へ提出すること。	○	運転記録証明書 11枚 ※各証明書(写)添付	-
6	損害賠償	任意保険若しくは共済 運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る。)に加入していること又はその計画があること。	○	対人 無制限 対物 無制限 ※様式第8号【宣誓書】及び保険証券(写)より	-
	保険会社の承認	保険契約者に福祉有償運送に使用することを申告して、承認を得ること。その旨が表記されている約款、またはその他の文書(申告承認様式)の写しを事務局へ提出すること。	○	福祉有償運送使用承認 2台 ※市から保険代理店へ電話連絡し確認済	-
7	運送の対価	近隣のタクシー運賃の概ね1/2を目安とすること。 ※営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の1/2を超えて設定することも可能。	○	運賃 1.5kmまで400円 4.0km毎に500円 加算運賃 1.0km毎に100円	運賃 1.5kmまで 300円 4.0kmまで 400円 加算運賃 50km未満 1.0km毎に90円 (10円単位四捨五入)
8	管理運営体制	体制 運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要する。	○	※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
	運行管理責任者	事業所ごとに運行管理の責任者を選任すること。車両を5台以上有する事業所にあつては、有資格者を選任すること。やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めること。	○	運行管理の責任者 1名 ※様式第7号【運転管理の体制等を記載した書類】より	-
9	法令遵守	許可を受けようとする者(役員全員)が、道路運送法第79条の4第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないこと。また、これにとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに特定非営利活動法人促進法等の非営利団体を構成する根拠法に違反の無いようにしなければならない。	○	※様式第3号【宣誓書】より	-

更新登録申請内容審査表 (社会福祉協議会)

資料3

No.	項目	要件	適否	内容	前回との相違点
1	運送主体	NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	○	社会福祉法人	-
2	運送の対象 会員登録された 移動制約者及び その付添人	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第四百十条の六十二条の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	会員数 152名 イ 身体障害者33名 ロ 精神障害者4名 ハ 知的障害者0名 ニ 要介護認定者111名 ホ 要支援認定者4名 ヘ 基本チェックリスト該当者0名 ト その他0名 ※参考様式第八号【身体状況等、態様ごとの会員数】・【旅客の名簿】より	会員数 189名 イ 身体障害者26名 ロ 要介護認定者150名 ハ 要支援認定者7名 ニ その他6人
3	運送の形態	発着地	○	田原市在住 152名 ※参考様式第八号【旅客の名簿】より	-
	会員登録	会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。	○	会員名簿あり ※社会福祉法人事務所に保管	-
4	使用車両	福祉車両	○	8台 ※車両一覧・自動車検査証(写)より	-
	セダン型	乗降装置を備えていない福祉車両以外の車両。	○	該当なし	-
	使用権原	使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。	○	※自動車検査証(写)より	-
	表示	外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両であることを表示することを要する。	○	マグネットシートを車体に貼付	-
5	運転者	2種免許の場合	○	免許証で確認	-
	1種免許の場合	講習	○	移動ネットあいち安全運転教育研修 17名 フクシライフ福祉有償運送運転者講習 1名 ※修了証(写)添付	-
	免停	申請日前2年間、運転免許停止処分を受けていないこと。 自動車安全運転センター愛知県事務所に申請して運転記録証明書等を取付し、その写しを事務局へ提出すること。	○	運転記録証明書 18枚 ※各証明書(写)添付	-
6	損害賠償	任意保険若しくは共済	○	対人 無制限 対物 無制限 ※様式第8号【宣誓書】及び保険証券(写)より	-
	保険会社の承認	保険契約者に福祉有償運送に使用することを申告して、承認を得ること。その旨が表記されている約款、またはその他の文書(申告承認様式)の写しを事務局へ提出すること。	○	福祉有償運送使用承認 3台 ※その他は、保険明細書、保険代理店へ電話連絡し確認済	-
7	運送の対価	近隣のタクシー運賃の概ね1/2を目安とすること。 ※営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の1/2を超えて設定することも可能。	○	運賃 1.5kmまで 400円 2.0kmまで 500円 加算運賃 1.0km毎に 210円	-
8	管理運営体制	体制	○	※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
	運行管理責任者	事業所ごとに運行管理の責任者を選任すること。 車両を5台以上有する事業所にあつては、有資格者を選任すること。 やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めること。	○	運行管理の責任者 ※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
9	法令遵守	許可を受けようとする者(役員全員)が、道路運送法第79条の4第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないこと。 また、これにとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに特定非営利活動法人促進法等の非営利団体を構成する根拠法に違反の無いようにしなければならない。	○	※様式第3号【宣誓書】より	-

更新登録申請内容審査表(成春館)

資料3

No.	項目	要件	適否	内容	前回との相違点
1	運送主体	NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	○	社会福祉法人	-
2	運送の対象 会員登録された移動制約者及びその付添人	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第四百十条の六十二条の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	会員数 2名 イ 身体障害者0名 ロ 精神障害者0名 ハ 知的障害者0名 ニ 要介護認定者2名 ホ 要支援認定者0名 ヘ 基本チェックリスト該当者0名 ト その他0名 ※参考様式第八号【身体状況等、想様ごとの会員数】・【旅客の名簿】より	会員数 3名 イ 身体障害者0名 ロ 要介護認定者3名 ハ 要支援認定者0名 ニ その他0名
3	運送の形態	発着地	○	田原市在住 2名 ※参考様式第八号【旅客の名簿】より	-
	会員登録	会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。	○	会員名簿あり ※社会福祉法人事務所にて保管	-
4	使用車両	福祉車両	○	車いす車 2台 ※車両一覧・自動車検査証(写)より	-
	セダン型	乗降装置を備えていない福祉車両以外の車両。	-	該当なし	-
	使用権原	使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。	○	※自動車検査証(写)より	-
	表示	外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両であることを表示することを要する。	○	マグネットシートを車体に貼付	-
5	運転者	2種免許の場合	-	該当なし	-
	1種免許の場合	講習	○	移動ネットあいち安全運転教育研修1名 移送サービス運転協力者講習会 1名 ※修了証(写)添付	-
	免停	申請日前2年間、運転免許停止処分を受けていないこと。 自動車安全運転センター愛知県事務所に申請して運転記録証明書等を取付し、その写しを事務局へ提出すること。	○	運転記録証明書 2枚 ※各証明書(写)添付	-
6	損害賠償	任意保険若しくは共済	○	対人 無制限 対物 無制限 ※様式第8号【宣誓書】及び保険証券(写)より	-
	保険会社の承認	保険契約者に福祉有償運送に使用することを申告して、承認を得ること。その旨が表記されている約款、またはその他の文書(申告承認様式)の写しを事務局へ提出すること。	○	福祉有償運送使用承認 2台 ※保険代理店へ電話連絡し確認済	-
7	運送の対価	近隣のタクシー運賃の概ね1/2を目安とすること。 ※営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の1/2を超えて設定することも可能。	○	運賃 2.0kmまで360円 加算運賃 1.0km毎に80円	-
8	管理運営体制	体制	○	※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
	運行管理責任者	事業所ごとに運行管理の責任者を選任すること。 車両を5台以上有する事業所においては、有資格者を選任すること。 やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めること。	○	運行管理の責任者 ※様式第7号【運転管理の体制等を記載した書類】より	-
9	法令遵守	許可を受けようとする者(役員全員)が、道路運送法第79条の4第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないこと。 また、これにとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに特定非営利活動法人促進法等の非営利団体を構成する根拠法に違反の無いようにしなければならない。	○	※様式第3号【宣誓書】より	-

更新登録申請内容審査表(福寿園)

資料3

No.	項目	要件	適否	内容	前回との相違点
1	運送主体	NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	○	社会福祉法人	-
2	運送の対象 会員登録された移動制約者及びその付添人	イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第四百十条の六十二条の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	会員数 190名・55名 イ 身体障害者3名・3名 ロ 精神障害者0名・0名 ハ 知的障害者0名・0名 ニ 要介護認定者187名・50名 ホ 要支援認定者0名・2名 ヘ 基本チェックリスト該当者0名・0名 ト その他0名・0名 ※参考様式第八号【身体状況等、態様ごとの会員数】・【旅客の名簿】より	会員数142名・55名 イ 身体障害者0名・2名 ロ 要介護認定者142名・53名 ハ 要支援認定者0名・0名 ニ その他 0名・0名
3	運送の形態	発着地	○	田原市在住 187名・57名 田原市外 3名・0名 ※参考様式第八号【旅客の名簿】より	-
	会員登録	会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実態その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。	○	会員名簿あり ※社会福祉法人事務所に保管	-
4	使用車両	福祉車両	○	車いす車 6台 ※車両一覧・自動車検査証(写)より	-
	セダン型	乗降装置を備えていない福祉車両以外の車両。	-	該当なし	-
	使用権原	使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運送主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。	○	※自動車検査証(写)より	-
	表示	外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示することを要する。	○	マグネットシートを車体に貼付	-
5	運転者	2種免許の場合	-	該当なし	-
	1種免許の場合	講習	○	移動ネットあいち安全運転教育・・・16名	-
		免停	○	運転記録証明書 16枚 ※各証明書(写)添付	-
6	損害賠償	任意保険若しくは共済	○	対人 無制限 対物 無制限 ※様式第8号【宣誓書】及び保険証券(写)より	-
	保険会社の承認	保険契約者に福祉有償運送を使用することを申告して、承認を得ること。その旨が表記されている約款、またはその他の文書(申告承認様式)の写しを事務局へ提出すること。	○	※保険代理店へ電話連絡し確認済	-
7	運送の対価	近隣のタクシー運賃の概ね1/2を目安とすること。 ※営利を目的としていないと認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の1/2を超えて設定することも可能。	○	運賃 1.5kmまで 350円 2.0kmまで 430円 加算運賃 1.0km毎に 160円	-
8	管理運営体制	体制	○	※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
	運行管理責任者	事業所ごとに運行管理の責任者を選任すること。 車両を5台以上有する事業所にあつては、有資格者を選任すること。 やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めること。	○	運行管理の責任者 1名 ※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
9	法令遵守	許可を受けようとする者(役員全員)が、道路運送法第79条の4第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないこと。 また、これにとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法等福祉関係法令、並びに特定非営利活動法人促進法等の非営利団体を構成する根拠法に違反の無いようにしなければならない。	○	※様式第3号【宣誓書】より	-

●愛知県タクシー料金尾張・三河地区(普通車)

普通車 2023年3/20改定	距離制運賃	初乗運賃	1,124mまで630円
		加算運賃	以後253mごとに100円

タクシー(普通車) 2023年3/20改定	1km	2km	3km	5km	10km
	630円	1,030円	1,430円	2,230円	4,230円

社会福祉協議会	400円	500円	710円	1,130円	2,190円
	63.5%	48.5%	49.7%	50.7%	51.8%

成春館	360円	360円	440円	600円	1,000円
	57.1%	35.0%	30.8%	26.9%	23.6%

渥美の菜たね	400円	500円	500円	600円	1,100円
	63.5%	48.5%	35.0%	26.9%	26.0%

福寿園	350円	430円	590円	910円	1,710円
	55.6%	41.7%	41.3%	40.8%	40.4%

アルコール検知器使用状況

■酒気帯び確認状況

自家用有償旅客 運送者名	特定事務所名	アルコール検知器	導入時期	酒気帯び確認の具体的な方法
社会福祉法人 田原市社会福祉協 議会	田原事務所 田原市社会福祉協議会総 務課	使用	令和4年10月	出勤時及び退勤時に総務課長が対面にて検知器で確認し、台帳に記録
	赤羽根事務所 赤羽根地域支援センター	使用	令和4年10月	出勤時及び退勤時に課長又は職員が対面にて検知器で確認し、台帳に記録
	渥美事務所 渥美地域支援センター	使用	令和4年10月	出勤時及び退勤時に事務職員が対面にて検知器で確認し、台帳に記録
社会福祉法人 福寿園	田原福寿園	使用	令和5年4月	出退時に検知器を使用。パソコンにソフトがあり、USBで検知器と繋いであり、検知器の数値が自動的に記録される。それを管理者がチェックしている。
	渥美福寿園	使用	令和5年4月	
社会福祉法人 成春館	社会福祉法人成春館	使用	令和5年4月	運転前にアルコール検知器を使用して、アプリで写真を送り、管理者がチェックする。
特定非営利活動法 人NPO渥美の菜 たね	NPO渥美の菜たね事務 局	使用	令和4年10月	運転前に検知器を使用し対面で事務局がチェック、自分のスケジュール表に記入、後日、月別、車種別一覧表に転記。
特定非営利活動法 人 コア・エンジェル	特定非営利活動法人 コア・エンジェル	使用	令和5年4月	運転前に運転手以外の職員に検知器で検査してもらい記録する。
特定非営利活動法 人 MA・はろー	特定非営利活動法人 MA・はろー	使用	令和5年2月	運転前に運転者同士で確認し記録する。

令和5年度田原市福祉有償運送運営協議会の開催予定について

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
田原市福祉有償運送運営協議会開催				●							●		
更新登録協議	(更新期限)												
特非) コア・エンジェル	R5.5.14												
社福) 田原市社会福祉協議会	R5.9.10			○									
社福) 成春館	R5.9.14			○									
特非) NPO 渥美の菜たね	R5.9.28			○									
社福) 福寿園	R5.9.28			○									
特非) MA・はろー	R6.3.25										○		